

新発田市建築関係手数料

H25.1.1作成

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく手数料

制定日

平成25年1月1日

都市低炭素化促進法に基づく認定等の申請手数料

制定した手数料

1 都市低炭素化促進法に基づく認定等の申請手数料

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

建築関係手数料条例第8条第52号

- | | | |
|---|---------------|----------------------|
| 1 | 一戸建ての住宅 | 表A |
| 2 | 共同住宅の住戸認定 | 表A |
| 3 | 共同住宅の住棟認定 | 表A+表B |
| 4 | 共同住宅と非住宅複合建築物 | 表A+表B+表C (C-1 か C-2) |
| 5 | 非住宅建築物 | 表C (C-1 か C-2) |

A 認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出ない場合

区分	認定申請手数料(円)	
	【事前審査なし】	【事前審査あり】
	建築主が本市に直接申請する場合	建築主が、本市への申請前に「性能評価機関」の技術的審査の適合証を受ける場合
戸建住宅(兼用住宅も含む)	32,200円	5,700円
共同住宅の住戸数 ※1	1戸	32,200円
	2戸 ~ 5戸	65,900円
	6戸 ~ 10戸	91,200円
	11戸 ~ 30戸	126,700円
	31戸 ~ 50戸	180,300円
	51戸 ~ 100戸	256,700円
	101戸 ~ 200戸	346,400円
	201戸 ~ 300戸	452,900円
301戸 ~	531,200円	

※1 共同住宅、長屋その他の戸建住宅以外の住宅

B 認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出ない場合

区分	認定申請手数料(円)	
	【事前審査なし】	【事前審査あり】
	建築主が本市に直接申請する場合	建築主が、本市への申請前に「性能評価機関」の技術的審査の適合証を受ける場合
共用部分の床面積※2	300㎡ 以内	100,000円
	301㎡ ~ 2,000㎡	165,400円
	2,001㎡ ~ 5,000㎡	255,600円
	5,001㎡ ~ 10,000㎡	327,300円
	10,001㎡ ~ 25,000㎡	390,500円
	25,001㎡ ~	454,300円

※2 共用廊下、共用階段等

(2) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料

建築関係手数料条例第8条第54号

- | | | |
|---|---------------|----------------------|
| 1 | 一戸建ての住宅 | 表E |
| 2 | 共同住宅の住戸認定 | 表E |
| 3 | 共同住宅の住棟認定 | 表E+表F |
| 4 | 共同住宅と非住宅複合建築物 | 表E+表F+表G (G-1 か G-2) |
| 5 | 非住宅建築物 | 表G (G-1 か G-2) |

E 変更認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出ない場合

区分	認定申請手数料(円)	
	【事前審査なし】	【事前審査あり】
	建築主が本市に直接申請する場合	建築主が、本市への申請前に「性能評価機関」の技術的審査の適合証を受ける場合
戸建住宅(兼用住宅含む)	16,100円	2,900円
共同住宅の住戸数 ※1	1戸	16,100円
	2戸 ~ 5戸	33,000円
	6戸 ~ 10戸	45,600円
	11戸 ~ 30戸	63,400円
	31戸 ~ 50戸	90,200円
	51戸 ~ 100戸	128,400円
	101戸 ~ 200戸	173,200円
	201戸 ~ 300戸	226,500円
301戸 ~	265,600円	

F 変更認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出ない場合

区分	認定申請手数料(円)	
	【事前審査なし】	【事前審査あり】
	建築主が本市に直接申請する場合	建築主が、本市への申請前に「性能評価機関」の技術的審査の適合証を受ける場合
共用部分の床面積※2	300㎡ 以内	50,000円
	301㎡ ~ 2,000㎡	82,700円
	2,001㎡ ~ 5,000㎡	127,800円
	5,001㎡ ~ 10,000㎡	163,700円
	10,001㎡ ~ 25,000㎡	195,300円
	25,001㎡ ~	227,200円

C-1 認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出ない場合
外壁、窓等を通して熱損失の防止を図る必要がある場合

区分		認定申請手数料(円)	
		【事前審査なし】	【事前審査あり】
		建築主が本市に直接申請する場合	
非住宅建築物	300㎡以内	218,600円	10,300円
	301㎡～2,000㎡	348,900円	27,600円
	2,001㎡～5,000㎡	495,200円	75,700円
	5,001㎡～10,000㎡	606,500円	117,800円
	10,001㎡～25,000㎡	714,200円	147,900円
	25,001㎡～	814,700円	184,000円

C-2 認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出ない場合
外壁、窓等を通して熱損失の防止を図る必要がない場合

区分		認定申請手数料(円)	
		【事前審査なし】	【事前審査あり】
		建築主が本市に直接申請する場合	
非住宅建築物	300㎡以内	100,000円	10,300円
	301㎡～2,000㎡	165,400円	27,600円
	2,001㎡～5,000㎡	255,600円	75,700円
	5,001㎡～10,000㎡	327,300円	117,800円
	10,001㎡～25,000㎡	390,500円	147,900円
	25,001㎡～	454,300円	184,000円

D 認定申請に併せて、建築基準法適合審査を申し出る場合
[構造計算適合性判定が必要でない場合]

建築関係手数料条例第8条第53号

認定申請手数料	H25年1月1日以降 上記A～Cで算出した額 +確認申請手数料の額
---------	---

[構造計算適合性判定が必要な場合]

認定申請手数料	H25年1月1日以降 上記A～Cで算出した額 +確認申請手数料の額 +下段【表1】の額
---------	--

【表1】構造計算適合性判定が必要な場合の、認定申請手数料に加算する額

建築物の床面積	認定プログラムを使用	認定プログラム以外のプログラムを使用
1,000㎡以下	136,500円	189,000円
1,000㎡超～2,000㎡以下	168,000円	252,000円
2,000㎡超～10,000㎡以下	178,500円	283,500円
10,000㎡超～50,000㎡以下	231,000円	378,000円
50,000㎡超	378,000円	693,000円

G-1 変更認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出ない場合
外壁、窓等を通して熱損失の防止を図る必要がある場合

区分		認定申請手数料(円)	
		【事前審査なし】	【事前審査あり】
		建築主が本市に直接申請する場合	
非住宅建築物	300㎡以内	109,300円	5,200円
	301㎡～2,000㎡	174,500円	13,800円
	2,001㎡～5,000㎡	247,600円	37,900円
	5,001㎡～10,000㎡	303,300円	58,900円
	10,001㎡～25,000㎡	357,100円	74,000円
	25,001㎡～	407,400円	92,000円

G-2 変更認定申請に併せて、建築基準適合審査を申し出ない場合
外壁、窓等を通して熱損失の防止を図る必要がない場合

区分		認定申請手数料(円)	
		【事前審査なし】	【事前審査あり】
		建築主が本市に直接申請する場合	
非住宅建築物	300㎡以内	50,000円	5,200円
	301㎡～2,000㎡	82,700円	13,800円
	2,001㎡～5,000㎡	127,800円	37,900円
	5,001㎡～10,000㎡	163,700円	58,900円
	10,001㎡～25,000㎡	195,300円	74,000円
	25,001㎡～	227,200円	92,000円

H 変更認定申請に併せて、建築基準法適合審査を申し出る場合
[構造計算適合性判定が必要でない場合]

建築関係手数料条例第8条第55号

認定申請手数料	H25年1月1日以降 上記E～Gで算出した額 +確認申請手数料の額
---------	---

[構造計算適合性判定が必要な場合]

認定申請手数料	H25年1月1日以降 上記E～Gで算出した額 +確認申請手数料の額 +下段【表1】の額
---------	--